

企業活動と医療機関等の関係の透明性に関する指針について

本草製薬株式会社(以下、当社)は、日常の企業活動が倫理的にかつ法を遵守し誠実に行われていることを広く皆様にお知らせするために、当社と医療機関との関係について透明性を堅持する必要があると考えており、以下の通り医療機関等との関係の透明性に関する指針を定めております。

1. 目的

医薬品の研究・開発、製造販売後の有効性・安全性の確認、安定供給、品質の確保、適正使用情報の提供等を継続して行うことにより、医学、薬学をはじめとするライフサイエンスの発展に寄与していることをご理解いただき、さらにそのための活動が高い倫理性を担保されていることについてもご理解いただけることを目的としております。

2. 活動内容を公開する方法と時期

当社のホームページを通じ、対象となる事業年度(9月から8月)における公開対象の資金提供(下記3.)について決算確定後に公開します。

3. 公開対象

① 研究開発費等(年間の総額を公開します)

研究開発費等には、GCP 省令などの公的規制のもとで実施される臨床試験および製造販売後臨床試験に関する費用。

また、GPSP 省令、GVP 省令などの公的規制のもとで実施される副作用・感染症症例報告、製造販売後調査等の費用。

- ・ 共同研究費
- ・ 製造販売後臨床試験費
- ・ 委託研究費
- ・ 副作用・感染症症例報告費
- ・ 臨床試験費
- ・ 製造販売後調査費

② 原稿執筆料等(医療機関の名称と依頼した方の個人名、件数、金額を公開します)

当社の医薬品に関する情報を提供するための講演や原稿執筆、コンサルティング業務を依頼するための費用等

- ・ 講師謝礼金
- ・ 原稿執筆料・監修料
- ・ コンサルティング等の業務委託費

③ 情報提供関連費（年間の件数と総額を公開します）

医療関係者に対する当社の医薬品の情報提供に必要な講演会、説明会等の費用。

- ・ 講演会費
- ・ 説明会費
- ・ 医学・薬学関連文献等の提供費

④ その他の費用（年間の総額を公開します）

社会的儀礼としての接遇等の費用。

- ・ 接遇等の費用

2017年9月1日～2018年8月31日(当社第12期)の資金提供に関する情報を以下のページにて公開しております。

[→ 医療機関等への資金提供に関する情報](#)